相模原市

建築確認・検査等の申請手数料一覧表

令和7年4月1日改正

床面積の合計 （中間検査は検査の対象となる部分の床面積）	建築確認 申請手数料	中間検査 申請手数料	完了検査申請手数料 （省エネ適合性判定に係らないもの） 中間検査指定有無		省エネ適合性判定に係る完了検査申請手数料の加算額
30 ㎡以内のもの	15,000円	24,000円	指定あり	23,000円	次頁に記載の手数料金額のとおり
			指定なし	24,000円	
30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	28,000円	28,000円	指定あり	29,000円	
			指定なし	30,000円	
100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	43,000円	37,000円	指定あり	38,000円	
			指定なし	39,000円	
200 ㎡を超え 300 ㎡以内のもの	48,000円	42,000円	指定あり	42,000円	
			指定なし	44,000円	
300 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	55,000円	50,000円	指定あり	49,000円	
			指定なし	53,000円	
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内のもの	66,000円	52,000円	指定あり	55,000円	
			指定なし	58,000円	
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	93,000円	70,000円	指定あり	75,000円	
			指定なし	78,000円	
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	160,000円	100,000円	指定あり	110,000円	
			指定なし	120,000円	
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	280,000円	160,000円	指定あり	180,000円	
			指定なし	190,000円	
10,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内のもの	370,000円	210,000円	指定あり	230,000円	
			指定なし	240,000円	
30,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの	460,000円	260,000円	指定あり	290,000円	
			指定なし	300,000円	
50,000 ㎡を超えるもの	900,000円	530,000円	指定あり	600,000円	
			指定なし	610,000円	

建築設備	小荷物専用昇降機	8,000円 （計画変更 5,000円）	－	13,000円
	上記以外の建築設備	17,000円 （計画変更 10,000円）	－	21,000円
工 作 物		15,000円 （計画変更 9,000円）	－	15,000円

※完了検査申請手数料の欄の中間検査指定有無の区分については、「指定あり」は特定工程終了後に相模原市による中間検査を受けた 場合、「指定なし」はそれ以外の場合の完了検査申請手数料をそれぞれ示しています。

※計画変更、移転、大規模な修繕、大規模な模様替、用途変更は当該床面積の2分の1で算定します。
ただし、床面積が増加する計画変更の場合は、その増加面積のすべてで算定します。

※用途変更の完了については、完了届（手数料不要）を提出してください。

※建築基準法第6条第1項第2号建築物のうち、ホームエレベーター等（令和6年国土交通省告示第1148号）の建築設備（昇降機）は、単独での確認申請はありません。

相模原市

道路位置指定申請手数料

平成19年10月1日施行

道路位置指定申請手数料	**50,000 円**

仮使用認定申請手数料

平成27年6月1日改正

仮使用認定申請手数料	**120,000 円**

構造計算適合性判定について

「建築基準法の一部を改正する法律」が平成27年6月1日より施行され、建築確認の申請手続きが変わりました。構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が建築確認の申請とは別に構造計算適合性判定を直接申請する仕組みに改められました。平成27年6月1日以降に建築確認（計画変更を含む）の申請を行う場合に適用されます。建築主は判定終了後に建築主事等へ適合性判定通知書を提出する必要があります。適合判定通知書等がなければ確認済証が交付されませんので、ご注意ください。

なお、相模原市では建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査は行っておりません。（許容応力度等計算（ルート2）は構造計算適合性判定が必要になります。）

省エネ適合性判定に係る完了検査申請手数料の加算額

建築物省エネ法の省エネ適合性判定（※1）を受けている建築物の完了検査申請手数料は、完了検査申請手数料(省エネ適合性判定に係らないもの)に、下記の表の区分に応じた金額を加算します。

令和7年4月1日改正

用途		床面積	省エネ適合性判定に係る完了検査申請手数料の加算額
ア：一戸建ての住宅		床面積によらず一律	**14,000 円**
1棟の建築物	イ：住宅部分(※2)	300 ㎡未満	**21,000 円**
		300 ㎡以上　2,000 ㎡未満	**35,000 円**
		2,000 ㎡以上　5,000 ㎡未満	**67,000 円**
		5,000 ㎡以上	**100,000 円**
	ウ：非住宅部分	300 ㎡未満	**19,000 円**
		300 ㎡以上　1,000 ㎡未満	**26,000 円**
		1,000 ㎡以上　2,000 ㎡未満	**38,000 円**
		2,000 ㎡以上　5,000 ㎡未満	**95,000 円**
		5,000 ㎡以上　10,000 ㎡未満	**140,000 円**
		10,000 ㎡以上　25,000 ㎡未満	**180,000 円**
		25,000 ㎡以上	**220,000 円**
	エ：複合建築物	イで算出した手数料の額　＋　ウで算出した手数料の額	

※1：低炭素建築物の認定等（建築物省エネ法施行規則第8条ただし書き）による建築物も省エネ適合性判定を受けたものとみなすため、完了検査が必要となります。

※2：住宅部分とは一戸建ての住宅以外の住宅部分を示します。（例：共同住宅、寄宿舎、長屋）